

スタディールームの開設について(受付日：令和 6 年 11 月 18 日)

Q 高校生の子どもが図書館で自習しているが、試験期間中は大勢の学生が利用し空席がないため、ふれあいセンターに自習ができるスタディールームを開設して欲しい。

A 現在、ふれあいセンター館内の各部屋については、貸館として有料（減免有り）で貸出を行っており、様々な団体が活用されているため、市としてスタディールームを設置することは難しいと考えています。

しかしながら、地域の子育て支援団体や PTA 等で子どもたちの学習支援としてふれあいセンターの 1 室を借り受け、スタディールームとして活用することは可能であり、地域活動の一環として活動していただければ貸館料は無料となります。

貸館の利用について、運営団体や他の利用団体との調整等が必要であれば、ふれあいセンターにご相談ください。

市民環境部 市民活動課